

福利えいめ

第168号

令和6年7月発行

令和6年度 にぎたつ会館教育活動支援企画

にぎたつ会館では、職域貢献活動の一環として、
県内学校の教育活動を組合員や会館利用者に広く紹介するための場を提供しています。
今年度は県内特別支援学校の校長先生、御担当の先生方のご協力により、作品の展示・販売を実施いたします。



松山聾学校

中高等部作業班（家庭班）作品
高等部作業班（紙工班ほか）作品
生徒会作品



宇和特別支援学校

高等部 工芸班・陶芸班・木工班・縫製班作品
中学部 木工班作品

・ C O N T E N T S ・

- 標準報酬月額の時決定があります……………1
- 公立学校共済組合愛媛支部令和5年度決算について…1
- 3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例について……………2
- 特定健康診査を受診しましょう……………3
- 令和6年度ライフプランセミナーについて……………3
- 令和6年度愛媛支部運営審議会委員・監査員を紹介します……………3
- 組合員証番号の8桁化について……………4
- 「整骨院・接骨院等での施術内容等の照会」について…4
- 公務上・通勤途上の傷病等により医療機関を受診する場合は組合員証の使用に注意してください……………4
- ジェネリック医薬品をご存じですか……………4
- マイナンバーカードの利用範囲が広がっています……………5
- ねんきん定期便について……………6
- 「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」の送付について……………6
- メンタルヘルス相談のご案内……………6
- にぎたつ会館からのご案内……………7

ご家族の方もお読みください。



公立学校共済組合愛媛支部

TEL (089) 941-5393 FAX (089) 943-8090

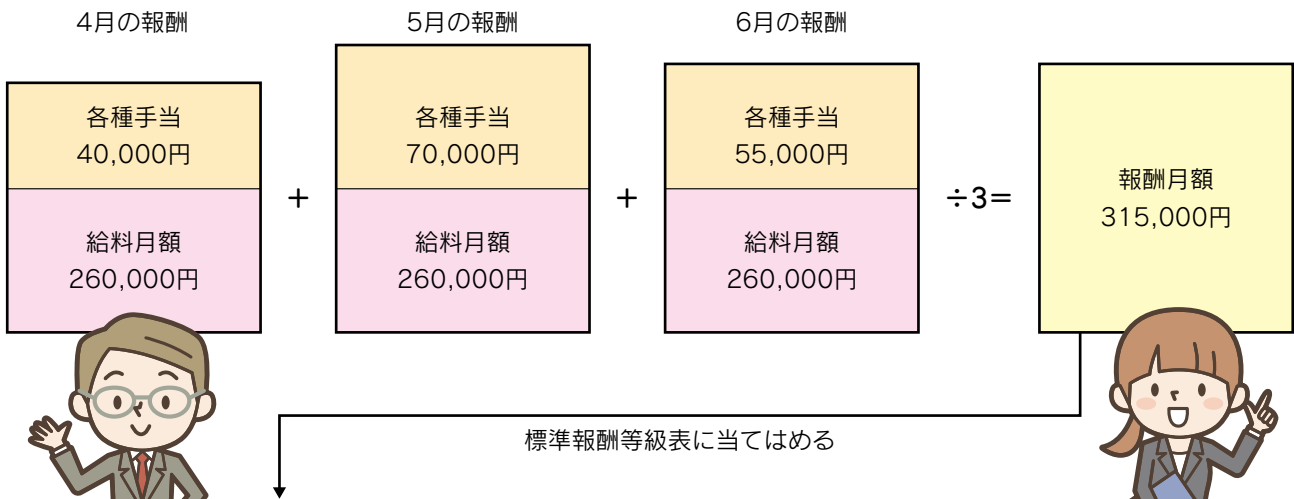
〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2
支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



標準報酬月額の時決定があります

標準報酬制では、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において現に組合員である者の、4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、標準報酬を決定する「時決定」があります。（7月から9月の間に随時改定する者、6月に資格取得時決定する者を除く。）決定した標準報酬は、9月から適用されます。

なお、3ヶ月間の平均を算定する際に、育児休業などの休職により、報酬支払の基礎となった日数（支払基礎日数）が17日未満の月がある場合や、病気休職（8割支給）など低額の休職給（休職者給与）を受けた月がある場合は、その月は除いて算定します。



等級			報酬月額	標準報酬の月額
短期給付等	退職等 年金給付	厚生年金 保険		
第21級	第18級	第18級	270,000円以上 290,000円未満	280,000円
第22級	第19級	第19級	290,000円以上 310,000円未満	300,000円
第23級	第20級	第20級	310,000円以上 330,000円未満	320,000円
第24級	第21級	第21級	330,000円以上 350,000円未満	340,000円
第25級	第22級	第22級	350,000円以上 370,000円未満	360,000円

標準報酬月額 320,000円

※標準報酬とは、共済組合の毎月の掛金や、育児休業手当金や傷病手当金などの短期給付や厚生年金保険給付・年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）の算定の基礎となるものです。

公立学校共済組合愛媛支部令和5年度決算について

令和5年度決算の概要については、当支部ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
愛媛支部トップページ→愛媛支部について→決算 <https://www.kouritu.or.jp/ehime/about/kessan>



3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例について

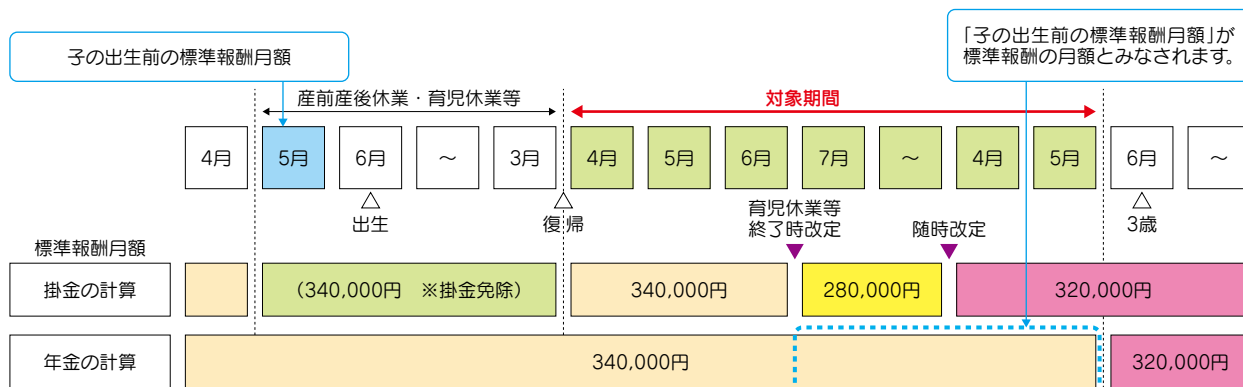
3歳未満の子を養育している期間中に、標準報酬月額が下がった場合は「子を養育する前の標準報酬月額」により年金額を計算する特例があります。

対象者は「3歳未満の子を養育する組合員」で男性・女性とも申出することができます。

○特例の適用例 《女性組合員》

6月10日に子が出生し、翌年の3月31日に育児休業等が終了し、4月1日に復職した場合

- ・子の出生前の標準報酬（子が出生した日の前月の標準報酬）：340,000円（5月の標準報酬月額）
- ・養育を開始した日：4月1日（育児休業等の終了日の翌日が属する月の初日）
- ・養育を終了した日：6月9日（養育している子が3歳に到達した日）

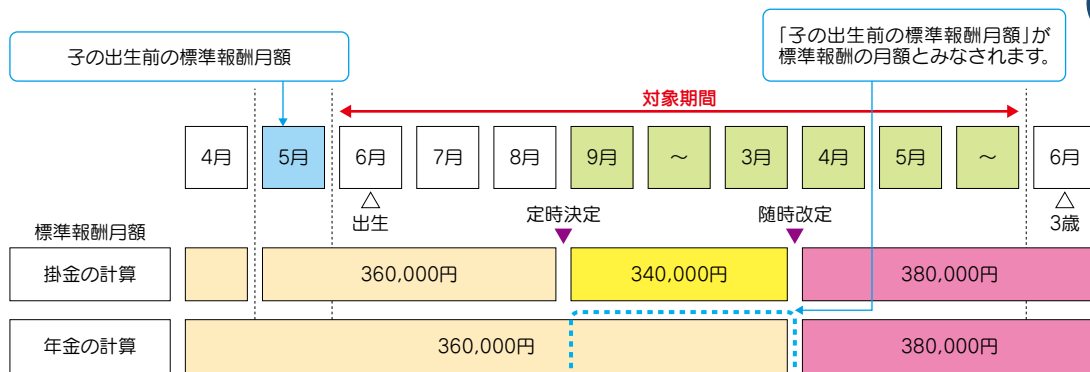


※特例の対象期間のうち、7月以後の期間は、標準報酬月額が「子の出生前の標準報酬月額」を下回るため、年金額の計算時に「子の出生前の標準報酬月額」を使用して計算します。

○特例の適用例 《男性組合員》

6月10日に子が出生し、翌年の3月31日に育児休業等が終了し、4月1日に復職した場合

- ・子の出生前の標準報酬（子が出生した日の前月の標準報酬）：360,000円（5月の標準報酬月額）
- ・養育を開始した日：6月10日（子の出生日）
- ・養育を終了した日：6月9日（養育している子が3歳に到達した日）



※特例の対象期間のうち、9月～3月の期間は、標準報酬月額が「子の出生前の標準報酬月額」を下回るため、年金額の計算時に「子の出生前の標準報酬月額」を使用して計算します。

次の場合は特例の適用を終了します。

- ①子の3歳に到達した月の前月（手続き不要）
- ②（女性組合員）産前休業・育児休業等（掛金免除の特例の対象）を開始したとき
- ③（男性組合員）次の子が生まれ、その子を適用の対象にした場合
- ④養子縁組の解消、子の死亡、転動等による別居など②～④の場合は、3歳未満の子を養育しない旨の届出が必要です。



注）特例を適用できるのは申出日から遡って2年以内の期間になりますので、ご注意ください。

※申出書は愛媛支部HP→手続きナビ→短期給付の手続き→休業給付の手続き→3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例について からダウンロードできます。

問い合わせ先：総務・健康グループ

特定健康診査を受診しましょう

7月下旬に、40歳から74歳の被扶養者のご自宅宛てに「特定健康診査受診券（セット券）」を送付します。9,000円相当の健診を無料で受診することができますので、ぜひご利用ください。

詳細は送付するご案内をご覧ください。

※R6.4.2以降に被扶養者認定を受けた方、当組合が実施する配偶者ドックを受診される方は対象外です。



令和6年度 ライフプランセミナーについて

「ローンや年金など不安」「経済設計や資産形成って難しい」「NISAって話題になっているけどよく分からない」そのような悩みを持つ方に向けたWEBセミナーが視聴できます。WEB型のためいつでもどこでも視聴でき、申し込みも不要です。

令和6年7月19日からご視聴いただけます。詳しい内容は後日（令和6年7月中旬予定）に各所属所へ通知するリーフレット等をご確認ください。

※リーフレットは公立学校共済組合愛媛支部ホームページにも掲載予定です。

※最新の内容に更新されています。昨年度視聴した方も是非ご覧ください。

愛媛支部トップページ <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



令和6年度 愛媛支部運営審議会委員・監査員を紹介します

運営審議会委員

委員 川本 昌宏 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課長	委員 菊池 康太 愛媛県立東温高等学校教諭
〃 渡部 真一 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課長	〃 辻田あいみ 松山市立久米小学校教諭
〃 佐々木 進 愛媛県立松山西中等教育学校校長	〃 旦 隆佳 松山市立三津浜中学校教諭
〃 脇本 俊二 宇和島市立城東中学校校長	〃 土居 香織 砥部町立砥部小学校教諭
〃 村上 道子 今治市立亀岡小学校校長	〃 村上 尚規 松山市立西中学校教諭

監査員

監査員 伊賀上慶樹 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課長	監査員 仙波 鉄也 愛媛県立松山商業高等学校教頭
--------------------------------	--------------------------

組合員証番号の8桁化について

令和6年8月31日時点で組合員証番号が7桁の組合員及びその被扶養者については、令和6年9月1日付けで一括して8桁に変更します。(県費の会計年度任用職員及び令和5年10月1日以降に資格取得または番号変更した組合員は、既に変更済みのため除く。)

なお、組合員証番号変更後の組合員証・被扶養者証・各種受給者証については事前に発行し、8月下旬頃に所属所へ送付する予定です。

また、令和6年9月1日以降、医療機関等で受診する際は、組合員証番号変更後の組合員証等を使用してください。



「整骨院・接骨院等での施術内容等の照会」について

共済組合では医療費適正化への取組みの一環として、柔道整復師の施術にかかる「柔道整復施術療養費支給申請書」並びにはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術にかかる「療養費支給申請書」の内容点検を実施しております。皆様が受けられた施術内容と整骨院・接骨院等から共済組合への請求内容とが一致するかどうかを確認することが目的です。

請求内容について疑義が生じた場合は、内容点検委託業者^(※)から組合員又は被扶養者の皆様宛てに、施術内容等について文書で照会をさせていただくことがありますので、施術年月日、負傷部位、施術内容の記録や領収書等を保管するなどして、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

(※)…公立学校共済組合選定の専門業者へ委託しております。



公務上・通勤途上の傷病等により医療機関を受診する場合は組合員証の使用に注意してください

組合員の公務上や通勤途上に発生した傷病等について、公務災害・通勤災害の認定を受けるときは、地方公務員災害補償基金より補償が行われるため、組合員証は使用できません。**医療機関に公務上・通勤中の災害であり、公務災害申請する旨を申し出てから組合員証を使用せず受診してください(調剤薬局も同様です)。**

受診時に公務上あるいは通勤途上の災害であることが明らかでない段階で、一時的に組合員証を使用することはやむを得ませんが、その場合は共済組合まで連絡をしてください(TEL089-941-5393)。その後、公務災害申請を行い、公務災害・通勤災害の認定を受けた時点で医療機関等へその旨を申し出て、**以後組合員証の使用は中止してください。**

なお、組合員証を使用した場合、地方公務員災害補償基金が補償すべき医療費について、共済組合が負担していることとなります。そのため、共済組合へ書類の提出や、すでに支給した給付金の返還が発生する場合がありますのでご理解ご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品をご存じですか

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造・販売される、新薬と同等の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

開発費用が抑えられるので、新薬に比べて安い価格で提供されています。そのため、ジェネリック医薬品を使用することにより、薬代を軽減することができます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師に相談して、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合の効果や副作用等の説明を受けましょう。

(現在、全ての新薬に対するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。)

ジェネリック医薬品の詳細については、公立学校共済組合本部ホームページ「ジェネリック医薬品」の使用促進の取り組みについてをご覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/tanki/generic/index.html>



マイナンバーカードの利用範囲が広がっています

マイナンバーカードの健康保険証としての利用^(注)や公金受取口座登録制度の開始など、日常生活におけるマイナンバーの利用範囲が広がっています。この機会に、マイナンバーカードの取得および利用をお願いします。

(注)事前にマイナポータルでの保険証利用登録が必要です。また、マイナンバーカードを使える医療機関や薬局の情報は、事前に厚生労働省ホームページでご確認ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードの健康保険証利用には以下の3ステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付する

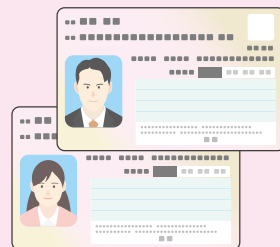


マイナンバーカードを申請

STEP1.

■申請方法

- ①オンラインで申請する（パソコン・スマートフォンから）
- ②郵便で申請する
- ③まちなかの証明写真機から申請する



マイナンバーカードを健康保険証として登録

STEP2.

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

STEP3.

■受付方法

- ①顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ②本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
- ③各種情報提供の同意選択をする



マイナンバーカードで受診するメリット

- 本人の同意のもと、診療・薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、よりよい医療が可能に！
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単に！
- 高齢受給者証の持参が不要に！
- 限度額適用認定証の申請手続きなしで、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除に！

マイナンバーカードの申請・利用方法等の情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。
トップページ→マイナンバーカードコーナー

<https://www.kouritu.or.jp/kojinbangocard/index.html>



ねんきん定期便について

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお知らせするもので、原則として現在加入中の実施機関（共済組合又は日本年金機構）を通じて、毎年1回、誕生月に組合員の方へお送りしています。

ただし、一般・船員組合員で、他の共済組合から異動された方や、過去に公務員として勤務されていた方については、当共済組合に加入された年度において、実施機関間の情報交換等の状況により、正しい加入記録が掲載されないことや、当共済組合から発送されない場合があります。

実施機関間の情報交換が正しく行われた後、翌年以降は正しい情報が掲載されたものが送付されますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

参照）公立学校共済組合本部ホームページ「ねんきん定期便の概要」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/index.html>



「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」の送付について

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、毎月退職するまで積み立てます。積み立てた額に利息を加えた額（給付算定基礎額といいます。）を基に決定した年金額は、原則65歳から支給されます。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高に関する情報をお知らせするため、組合員（短期組合員を除きます。）および年金待機者に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を、毎年7月下旬に圧着ハガキでお送りします。

福祉係からのお知らせ

メンタルヘルス相談

臨床心理士による相談事業です。学校のこと、ご家庭のことお気軽にご相談ください。
相談時間は1時間程度です。

場 所	日	時 間
にぎたつ会館	9月28日(土)	10時～12時 13時～16時
	12月21日(土)	
愛媛県総合科学博物館	7月27日(土)	
	10月26日(土)	
愛媛県歴史文化博物館	8月24日(土)	
	11月23日(土)	

相談員

臨床心理士

対象者

全教職員及びその家族

利用方法

原則、電話等による事前予約。電話：089-912-2916 福祉係（教職員厚生室）
なお、当日参加も可能ですが、その際は予め会場へ電話をお願いします。

- ・にぎたつ会館（電話：089-941-3939）
- ・愛媛県総合科学博物館（電話：0897-40-4100）
- ・愛媛県歴史文化博物館（電話：0894-62-6222）

その他

秘密厳守（所属へ報告することはありません）相談、参加料は無料です。



組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。

おかげさまで45周年

～おもてなしの心をこれからも～

にぎたつ会館は、1979年の開所から本年7月で45周年を迎えました。

45周年を機に新たな歩みを進める「にぎたつ会館」を今後ともよろしくお願い申し上げます。



メモリアルプラン

R6年8月31日まで
1泊2食付き14,500円が

お茶菓子付き

宿泊・会食補助利用で

9,500円 (税・サ込)

※土曜・祝前日1,000円増し

季節の会席料理 + 特製デザート + 道後ビール or 道後サイダー



「福れえひめ」昭和54年3月号より



7月・8月に、1泊2食付きプランをご利用の方には、夏休みは「にぎたつ会館」で！
愛工房柑橘ストレートジュースをプレゼント！



やすらぎの宿
イメージキャラクター
「旅ニヤン」

予告 コラボランチ

9月15日～10月21日
日曜日・月曜日 50食限定

1,600円→会食補助利用で **800円** (消費税・サービス料・入湯税込)

令和4年に始まった高校生とのコラボ企画「コラボランチ」。今年もやります！
今年度は西条農業高等学校先生方のご協力のもと、生活デザイン科生徒さんが考案したレシピを基に当館調理師が作成しご提供。ぜひお越しください！！

必見 とくとかプラン

愛媛支部組合員様限定！！

1泊朝食付き

6,000円→宿泊利用補助 (3,000円) ご利用で **3,000円**

中予にお勤めの方は2日前より、東予・南予にお勤めの方は1ヶ月前より御予約承ります。但し、土曜・祝前日は、プラス1,000円でお勤め先に関係なく、2日前からの御予約受付となります。
※当日宿泊利用補助券・組合員証をご持参ください。

公立学校共済組合道後宿泊所

にぎたつ会館

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2

TEL:089-941-3939

FAX:089-932-8370

E-mail: nigitatsu@islands.ne.jp https://nigitatsu.jp



皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。